平成２９年（再イ）第１４６号
北九州市八幡西区楠橋西２丁目16番３号
再生債務者　赤峰　稔朗
1　決議に付する再生計画案　平成30年３月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月11日まで
平成30年４月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第１５３号
北九州市八幡西区萩原２丁目６番10―504号
再生債務者　鈴木　淳子
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月11日まで
平成30年４月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第１号
宮崎県都城市高崎町笛水881番地２
再生債務者　久保　匡史
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月11日まで
平成30年４月20日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成３０年（再イ）第７号
北九州市八幡西区東王子町12番23―201号
再生債務者　大西　晃正
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月15日まで
平成30年４月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第１２号
北九州市八幡東区帆柱３丁目１番２―301号
再生債務者　松本　　恵
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月15日まで
平成30年４月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第２号
北九州市門司区上二十町９番７―502号
再生債務者　古池　智子
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月16日まで
平成30年４月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第１７号
山口県下関市長府浜浦西町９番22号
再生債務者　そば処山笠こと　石崎　経生
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年５月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年５月18日まで
平成30年４月20日
山口地方裁判所下関支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
岐阜市鏡島中２丁目12番17号
再生債務者　永田　昌樹
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月10日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月24日から平成30年５月31日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（再ロ）第２０号
大阪市城東区森之宮２丁目９番602号
再生債務者　中村　　裕
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月21日から平成30年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（再ロ）第２号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島609番地６
再生債務者　栗本ひろみ
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月31日から平成30年６月７日まで
徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第１号
兵庫県西宮市上ケ原四番町４番33―401号
再生債務者　小竹　修一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月10日まで
平成30年４月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第１号
愛媛県宇和島市高串１番耕地1026番地１
再生債務者　稲田　大介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年５月17日まで
平成30年４月19日
松山地方裁判所宇和島支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根堤下31番地
再生債務者　小澤　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月19日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（再ロ）第８号
神奈川県座間市南栗原２丁目１番55―303号
ディースクエアさがみ野
再生債務者　石室　良子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月18日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（再ロ）第８号
山形市江南３丁目28番６－９号
再生債務者　石澤健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日　　山形地方裁判所民事部

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 30 年３月 30 日
会計検査院共済組合代表者
会計検査院長　河戸　光彦

第28条第１項の表中「$\frac{4.33}{1,000}$」を「$\frac{6.77}{1,000}$」に、「$\frac{8.66}{1,000}$」を「$\frac{13.54}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。
2　変更後の第28条第１項の規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。